

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月23日
【会社名】	株式会社ニフコ
【英訳名】	NIFCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 利行
【本店の所在の場所】	神奈川県横須賀市光の丘5番3号 (当社は、平成27年1月5日付で神奈川県横浜市戸塚区舞岡町184番地1から上記に本店移転いたしました。)
【電話番号】	046(839)0225
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務・経理部長 本多 純二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目5番4号
【電話番号】	03(5476)4853
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務・経理部長 本多 純二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 20,100,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は平成27年4月22日までに東京証券取引所における市場買付けにより自己株式を取得いたしました。それに伴い、平成27年4月13日に提出した有価証券届出書及び平成27年4月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「手取金の使途」及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」に訂正すべき事項が生じ、また、添付書類のうち、「自己株券買付状況」の内容を更新すべき事項が生じました。

これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

3 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

2 自己株式の取得について

第三部 参照情報

第1 参照書類

5 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の更新)

・自己株券買付状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ (下線) を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

3【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

(注)

<前略>

2. 自己株式取得に関しましては、平成27年4月13日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、当社は、平成27年4月14日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式1,263,400株、取得価額の総額を5,615,813,000円とする自己株式取得を行いました。

なお、当社は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定です。また、上記自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付株式の総数及び買付金額の総額が上記の上限に達しなかったため、自己株式の取得を継続していく予定ですが、上記の手取金を有利子負債の返済資金に充当する可能性があります。

(訂正後)

(注)

<前略>

2. 自己株式取得に関しましては、平成27年4月13日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、当社は、平成27年4月14日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式1,263,400株、取得価額の総額を5,615,813,000円とする自己株式取得を行い、また、その後平成27年4月22日まで自己株式の取得を継続し、上記自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得とあわせて、当社普通株式1,563,400株、取得価額の総額を6,970,071,500円とする自己株式取得を行いました。

なお、当社は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定です。また、上記自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及びその後の平成27年4月22日までの自己株式の取得による買付株式の総数及び買付金額の総額が上記の上限に達しなかったため、自己株式の取得を継続していく予定ですが、上記の手取金を有利子負債の返済資金に充当する可能性があります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 自己株式の取得について

（訂正前）

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日（但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。）とする自己株式取得枠の設定を決議しております。上記決議に基づき、当社は、平成27年4月14日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式1,263,400株、取得総額の総額を5,615,813,000円とする自己株式取得を行いました。

（訂正後）

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日（但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。）とする自己株式取得枠の設定を決議しております。上記決議に基づき、当社は、平成27年4月14日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式1,263,400株、取得総額の総額を5,615,813,000円とする自己株式取得を行い、また、その後平成27年4月22日まで自己株式の取得を継続し、上記自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得とあわせて、当社普通株式1,563,400株、取得価額の総額を6,970,071,500円とする自己株式取得を行いました。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

5【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。